

岐阜県図書館施設利用者 様

岐阜県図書館 総務課

令和8年度施設使用料の改定及び利用時間について

岐阜県図書館をご利用いただき、ありがとうございます。

令和8年度の施設利用につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 令和8年度施設使用料について

近年の物価高騰、労務単価上昇を踏まえ、令和8年4月1日より使用料を改定します。改定後の料金は「貸館使用料金早見表」をご覧ください。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 納入通知書送付時期

上記に伴い、納入通知書送付時期を令和8年4月1日以降といたします。

3 支払い期限について

通常、支払い期限は、納入通知書発行日から20日以内とし、20日以内に使用日が到来する場合は、当該使用前日までの前納をお願いしております。

ただし、令和8年度（4～5月利用分）につきましては、納入通知書の送付と使用日の時期が重なる可能性があります。そこで以下のとおり取り扱うこととします。

- ・ 4～5月利用分は、納期限は納入通知書発行日から20日以内。

使用日に納期限が到来していない場合は、領収証書をお持ちいただく必要がありますが、利用承認通知書は必ずお持ちください。

- ・ 6月以降利用分は、従来通りの支払い期限となる見込みです。

当日は利用承認通知書及び領収証書をお持ちください。

4 施設の利用時間について

当館は令和8年4月1日からも貸出時間の区分に変更はありませんが、延長料金をお支払いいただくことで、9時からの貸出も可能となります。

たとえば、9時から12時で貸出する場合、料金は「午前の区分料金+延長料金（9：00～9：30）+延長料金（9：30～10：00）」になります。